

第8章 金融・保険業

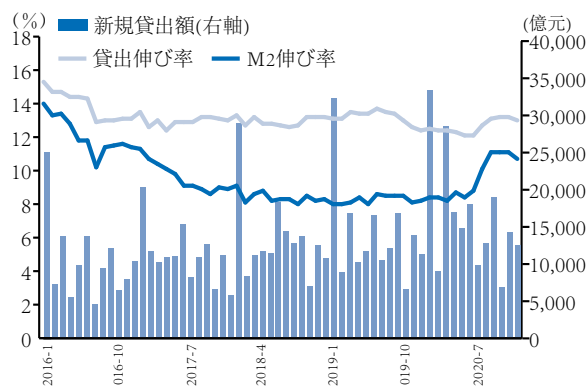
1. 銀行

2020年、中国では新型コロナウイルス感染症対応策を含め、目標を絞った金融緩和によって実体経済への支援が強化されてきた。LPRを貸出金利ベンチマークとして導入し、中小銀行への資本支援など金融システムの安定性向上を図る改革を引き続き推進するとともに、「商業銀行法」改正案のパブリック・コメントを行い、法律面で踏み込んだ取り組みを開始した。また、経済が減速する中、金融リスク問題は顕在化しており、景気支援をしながら、インターネット金融リスクの解消、インターネット金融大手による独占行為の取り締り、不動産関連融資の規制強化など金融リスクの防止・解消政策も着実に推進されている。2021年は、国内外の不確定要素が依然として多く残っている状況下では、政策方向の安定性と持続性がますます重視されるようになっており、景気支援とリスク防止とのバランスを取ることが最大の課題となる。

2020年における銀行業の経営状況

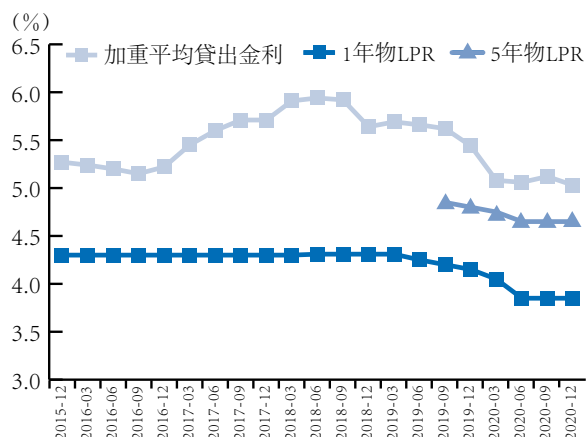
新型コロナウイルス感染症などによる減速局面に対応するために、預金準備率の引き下げ、再貸出・再割引の実行、MLF操作などの措置によって流動性を提供し、金融機関による実体経済への支援を強化した。2020年末時点で、マネーサプライ(M2)は前年比10.1%増加し、2019年末より1.4ポイント上昇した。2020年の人民元新規貸出金額は19兆6,000億元で、人民元貸出残高は前年比12.8%増加した。

図1: マネーサプライと銀行貸出の推移



出所: 中国人民銀行

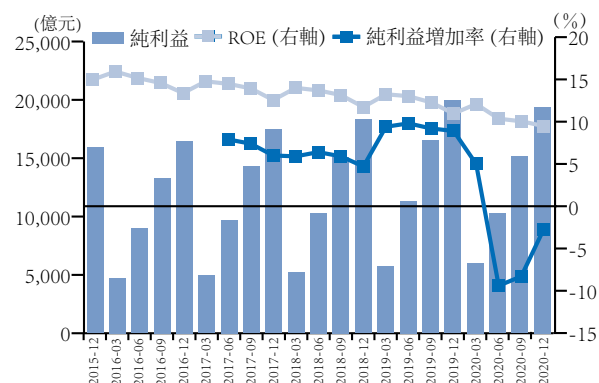
図2: 貸出金利の推移



出所: 中国人民銀行

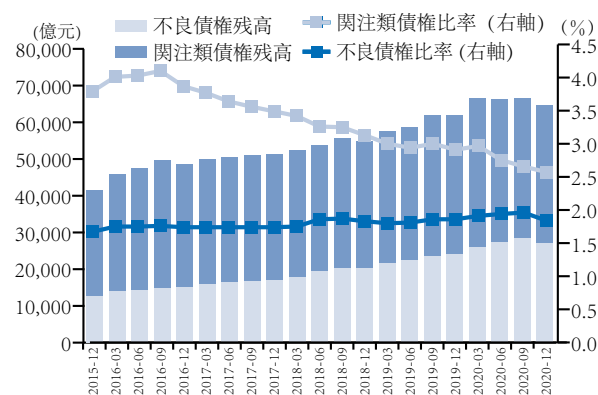
金利面から見て、実体経済の資金調達コストが顕著に低下した。2020年12月、1年物LPRは前年同期より0.30ポイント低下の3.85%であり、5年物LPRは同0.15ポイント低下の4.65%となった。2020年12月、加重平均貸出金利は5.03%であり、前年同期より0.41ポイント低下し、統計記録上の最低値となった。そのうち、企業向け加重平均貸出金利は同0.51ポイント低下の4.61%となった。

図3: 商業銀行の経営状況



出所: 中国銀行保険監督管理委員会

図4：商業銀行の不良債権



出所：中国銀行保険監督管理委員会

商業銀行の経営状況を見ると、2020年12月、銀行業金融機関の総資産は前年同月比10.5%増の312兆6,737億元で、総負債は前年同月比10.7%増の286兆2,495億元となっており、資産と負債の増加率は2017年以来の高水準となった。中国商業銀行全体のROAは0.77%、ROEは9.48%で、前年同月比それぞれ0.13ポイント、1.48ポイント低下した。また、2020年の商業銀行の純利益は1兆9,392億元であり、純利益の増加率は3四半期連続でマイナスとなり、通年では2.7%のマイナス成長となった。

2020年には不良貸出の処理が加速し、不良貸出の処理規模は3兆200億元に達した。その影響を受け、商業銀行の不良債権率は1.839%で、2019年末より0.021ポイント低下した。貸出引き当て比率は3.39%であり、2019年末より0.07ポイント低下し、不良債権カバー率は184.47%と2019年末より1.61ポイント低下した。

為替市場について、2020年に中国は新型コロナウイルス感染症対策で成果を上げ、経済がいち早く持ち直したこともあり、人民元高が進行している。2020年12月末に人民元対ドル為替レートは6.5249に達し、前年比で6.92%上昇した。

2020年における銀行業の動向

新型コロナウイルス感染症の影響で経済の下押し圧力が高まった中、銀行業は実体経済を効果的に支援しながら、金利の市場化改革も金融市場の対外開放も同時に進められてきた。一方、リスクを拡大させないように諸措置を講じた。

以下では、景気への支援、金融システムの改革とリスクの防止といった3つの視点から、中国銀行業の2020年の主な動向を紹介する。

景気浮揚策 小型零細企業向け融資の強化

2020年末までに、①預金準備率の引き下げ（大型銀行は1月に0.5ポイント、中小銀行は1月、4月、5月にそれぞれ0.5ポイント）、②貸出金利の引き下げ、③手数料の削減、④中小企業の元利金の返済猶予、⑤零細企業への信用貸出といった措置により、実体経済への支援資金規模が政策目標の1兆5,000億元に達した。そのうち、貸出金利とLPRの連動は実体経済の資金調達コストの削減に最も貢献し、通年のコスト削減規模は1兆元を超えた。

金融改革

(1)新LPRを銀行貸出金利の基準として導入

金利市場化改革の柱の1つとして、2019年8月から、最優遇貸出金利（LPR）が変動金利融資のベンチマークとして適用されるようになった。2020年8月末までに、既存貸出の92.4%以上はLPR変換が完成し、うち、企業向け貸出の完成率は90%で、住宅ローンの完成率は99%に達した。

LPRを中央銀行の政策金利の1つである中期貸出ファシリティー（MLF）金利に連動させることにより、金融市場オペから市場金利への伝達を円滑化させており、中央銀行の意図が市場に伝えられるようになる。2020年以降、中国人民銀行は1年物MLF利率を50bp引き下げた結果、1年物LPRは同様に50bp低下したが、その影響を受け、実際の市場貸出金利も順調に低下した。2020年9月の企業向け貸出の加重平均金利は4.63%であり、2019年12月末より0.49ポイント低下した。

(2)「商業銀行法」改正案のパブリック・コメント

2020年10月16日、中国人民銀行は商業銀行法の改正案を公表し、パブリック・コメントを実施した。商業銀行法の改定は2015年以来初となっており、直近の5年間の銀行業を取り巻く経営環境・監督管理体制の大きな変化に対応するための動きとみられる。

改正前の「商業銀行法」には9章95箇条が含まれたが、改正後は11章127箇条に増加した。新しく増加した章は「コーポレート・ガバナンス」「クライアントの権益の保護」であり、これらは法改正の重点分野とされている。それに加え、既存の章に対し、資本・リスク管理、撤退手続などの内容を更新した。具体的には、商業銀行法の適用範囲の拡充、商業銀行業務内容の範囲の拡充、筆頭株主・主要株主の責任と義務に対する監督管理条項、リスクを軽減するための手続、破綻申請の条件などの内容が含まれている。

(3)中小銀行改革：自己資本補充ツールの多元化とM&Aの加速

2019年の包商银行事件の影響で、中小銀行の経営上の問題が金融システム改革の1つの課題として浮上した。2020年7月の国務院常務会議では、地方政府が专项債券によって銀行への資本支援を行うことを許可した。2020年12月の中央経済工作会议では、中小銀行が「多種のルートで自己資本の補充」を促進すると強調した。

こうした中、60社以上の銀行が転換社債、優先株、永久債の発行で自己資本の補充を図り、総資金規模は1兆元以上に達した。ただし、一部中小銀行にとっては、通常のツールだけでは自己資本の補充が依然として困難である。これらの中小銀行に対して、地方政府が专项債券で調達した資金で資本参入することが可能になっている。それに加え、企業規模の拡大によって自己資本を補充し、リスク対応力の強化を図るために、中小銀行の間でM&Aが活発化している。

リスク防止 シャドーバンキングを引き続き警戒、不動産融資集中度管理の強化

シャドーバンキングについて、中国は2017年初頭以来、委託貸出や信託貸出等のシャドーバンキングに対する取り締まりを強化し、2020年末までにハイリスクのシャドーバンキング融資規模は20兆元減少した。2020年12月、中国銀行保険監督管理委員会は初の「中国シャドーバンキング報告」を発表し、国際比較の視点から中国シャドーバンキングの判断基準、規模およびリスク対策の詳細を明らかにした。資産管理新規則（移行期間を2021年末まで延長）、理財商品新規則と理財子会社管理規則の実施も、シャドーバンキング対策の一環である。

不動産関連融資について、中国は金融機関の不動産分野に対する融資を網羅する統計システムを整えている。2020年12月、中国銀行保険業協会と中国人民銀行は「不動産関連貸出融資の集中度管理制度」を打ち出し、銀行規模別に不動産関連貸出残高比率の上限と個人住宅ローン残高比率の上限を設定し、金融面で不動産市場への過剰な流動性供給に歯止めをかけることを図っている。

2021年の銀行業の展望

2020年末時点で、中国の経済発展状況は正常に戻りつつあるが、国際経済・金融情勢は依然として複雑であり、国内外の新型コロナウイルスの感染状況に不確定要因が多く残っている。2021年は「第14次5カ年計画（2021～2025年）期間」の最初の年であり、金融政策は、安定を重視する前提で2020年の延長線上に維持されるとみられる。2020年末の金融政策の傾向から見れば、当局は大幅な金融緩和に対して慎重度が依然として高い。政策方向の安定性と持続性がますます重視されるようになっており、景気支援とリスク防止とのバランスを取ることが最大の課題になる。

2021年1月26日に開催された中国銀行保険監督管理委員会工作会议では、2021年の重点任务を明確化した。景気支援の視点では、実体経済（特に中小零細企業、ハイテク企業、グリーン産業）への金融支援を強化し、LPRを基礎とする金利の市場化体制をさらに整備し、実体経済の資金調達コストをさらに削減させることが期待される。リスク防止の面では、マクロレバレッジ比率の安定化、不動産貸出の集中度管理および重要業者への融資管理、不良債権の処理、シャドーバンキングに対する監督管理の強化、独占防止を中心とするインターネット金融参入者への管理強化等の措置が引き続き実施される。また、金融業の供給側改革の深化も継続され、中小銀行の資本金充足化、商業銀行のコーポレート・ガバナンス水準向上も重点任务として挙げられた。

2020年に人民元高を背景としたホットマネーの流入を警戒し、金融当局はクロスボーダー資金流動リスク対策を講じた。国家外貨管理局は2021年の為替管理の重点任务として、クロスボーダー資金の異常流動リスクを防止することと同時に、為替取引の対外開放を持続的に促進し、デリバティブの活用によって資本取引の健全化を図ることとした。

経済の下押し圧力が高まっているが、中国当局は海外のような大規模な金融緩和政策をあえて回避する姿勢を示している。目下のところ、金融当局の一連の施策から見ると、マクロレバレッジ比率の上昇および不動産関連の金融リスクに対する警戒感が強まっていることが分かる。2021年においても、景気支援政策を慎重に推進すると同時に、金融市場改革とリスク対策は継続的に実施されるとみられる。

<建議>

① 金融市場の自由化にかかわるロードマップについて

- ・2018年には外資系金融機関の国内商業銀行への出資上限が撤廃されたほか、2019年10月には、外資系銀行に対して、個人向け人民元定期預金にかかわ

る最低預入額の引下げ（100万円→50万円）や、現地法人と支店の同時開設を認めるなど、金融市場の自由化は着実に進展していると認識している。

- ・中国における金融自由化の動向は、中国の実態経済や企業活動のみならず、世界経済に大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の金融自由化に向けた動きがさらに加速し、そのスケジュールがより具体化・明確化されることを要望する。

② 外貨管理規制について

- ・2019年は大口の配当送金と遠隔地企業の決済については改善が見られるが、依然として遠隔地企業の決済などの際、外貨・元の対外支払いに対する取引ができない事象が発生している。また、域外貸付業務については、対外支払いにかかわる規制のほか、最低貸付期間や貸付先での外貨転の禁止などの制約が存在している。
- ・企業の実需に基づく合法的な対外決済に支障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないことから、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を要望する。また、当局担当者の交代に左右されない、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着化や、クロスボーダー人民元決済と外貨決済のルール統一化を要望する。
- ・さらに、2020年1月より施行されている「外商投資法」第3章第21条では、「外資系企業の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に仕向・被仕向決済を行うことができる」とされており、同法は貨物貿易・サービス貿易などすべての対外決済を保障するものではない。自由な対外決済を担保する観点から、同法で認める対外決済の範囲拡大を要望する。

③ 貨物貿易決済について

- ・2012年貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貨物決済の利便性が高まった。
- ・一方、2017年4月に匯発〔2017〕9号により、貨物貿易にかかる外貨支払い業務を行う際には、輸入通関情報を照合しなければならないことが規定され、その結果、通関手続が終了するまで外貨支払いができず、支払いが遅れる事象が起きている。また三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模にかかわらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

④ 事業法人が発行する債券主幹事引受資格およびバンダ債引受主幹事資格の開放

- ・日中ハイレベル経済対話を通じて要請してきた債券業務にかかわる資格について、2019年9月に日系金融機関に事業債引受資格が付与されるなど、一定の進展がみられた。もっとも、同月に外資系金融機関に対して付与された事業債主幹事引受資格は、依

然として日系金融機関に付与されていない。また、2018年の日系金融機関による発行をきっかけに、日系事業法人の発行ニーズが高まる事業法人のパンダ債について、主幹事引受資格は開放されていない。

- ・日系金融機関は、域内において金融債の引受主幹事実績を積み重ねているほか、グローバルに展開する債券ビジネスを通じて蓄積した知見、経験、専門性、域外投資家とのアクセスを有していることから、中国債券市場の健全な発展にいっそう貢献できると考えている。事業法人が発行するパンダ債の引受主幹事資格の早期付与を要望する。

⑤ 国債先物の早期解禁

- ・2020年2月より、元金利にかかわるスワップションやキャップ・フロア取引が試験的に開始されるなど、金利系デリバティブの商品拡充には一定の進展がみられる。もっとも、銀行の国債先物取引は依然として禁止されており、金利変動リスクにかかわるヘッジ手法はさらなる拡充の余地があると認識している。
- ・元金利自由化以降、投資家や事業法人からはヘッジ手段の多様化を求める声は強く、また海外投資家にとっての参入障壁を引き下げる効果もあるため、早期の商品拡充を要望する。

⑥ デリバティブ取引・レポ取引の一括清算ネットtingの法的有効性供与

- ・海外からの元投資の増大に伴い、クロスボーダー間のレポ取引やデリバティブ取引のニーズが増大している。しかしながら、中国の法体系においては、債権債務ネットtingの法的有効性が確認できないため、グローバル市場で標準的なISDAのCSA契約やレポ取引のマージンコールを完備できない。
- ・今後、海外投資家の中国国内市場への投資を活性化させるためには、デフォルト時の保全条項の整備は重要であり早期対応を要望する。

⑦ 外商投資企業の外債枠について

- ・2017年1月、中国人民銀行より「外商投資企業の外債にかかわる通達」（銀発〔2017〕9号）が公布され、投注差方式とマクロブルーデンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式は、1年間の過渡期が終了後、当局が実施状況を評価のうえ確定するとされている。
- ・2020年3月、新型コロナウイルスを背景とした企業の財務悪化を防止するため、中国人民銀行と国家外貨管理局より「全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2020〕64号）が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.00から1.25へ引き上げられたことにより外債枠は純資産の2.0倍から2.5倍へ拡大された。
- ・しかし、2021年1月、中国人民銀行と国家外貨管理局より「企業の全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2021〕5号）が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.25から1.00へ引き下げられ、外

債枠は純資産の2.5倍から2.0倍へ縮小された。

- ・外商投資企業が複数の外債管理方式から選択できるメリットは大きいことから、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用を要望する。
- ・外商投資企業の業績や資金繰りは新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っていない中で、外債枠が新型コロナウイルス前の水準に縮小されている。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくため、外債枠の拡大を要望する。
- ・また、自由貿易やグローバルな資金集約を促進する観点からクロスボーダーでの資金移動の完全自由化を目指す自由貿易試験区では、資金調達の多様化に繋がる緩和・撤廃を要望する。

⑧ 外貨リスク準備金について

- ・顧客向け元売りの為替先物予約を取り扱う金融機関に求められていた外貨リスク準備金は2017年9月に準備金率が20%から0%に変更となっていたが、2018年8月に銀発〔2018〕190号により、20%に再度変更されている。
- ・準備金の預け入れは為替先物予約のコストアップにつながり、為替リスクヘッジを求める顧客へのサービス低下となり、人民元建送金の需要喚起の観点で人民元国際化の一助ともなることから当該準備金率の引下げを要望する。

⑨ 商業銀行大口リスクエクスポージャー管理弁法について

- ・2018年4月、CBIRCより「商業銀行銀行大口リスクエクスポージャー」が公布された。グループ内の外貨資金の偏在が発生する可能性があり、外資銀行の資本回転率を低下させ、競争力ある金利を顧客に提供できない可能性がある。結果、中資企業、さらには中国経済の発展を妨げる可能性もある。
- ・親銀行に対するリスクエクスポージャー管理は、一般的なリスクエクスポージャー管理と異なるため、適切な緩和と管理の弾力化を要望する。

⑩ クロスボーダー融資マクロブルーデンス政策について

- ・2020年12月11日、中国人民銀行および国家外貨管理局より「クロスボーダー融資マクロブルーデンス政策の調整」が通知された。本通知において、海外親銀行からの資金調達が管理対象に追加されたことにより、外資系銀行の安定的な資金調達、バランスシート運営に甚大な影響を及ぼす可能性が高い。また、流動性指標遵守のため、貸出圧縮や資金調達コストの上昇による貸出金利上昇等により顧客サービス力の低下や、外資系としての特長を活かした中国経済発展への貢献を妨げる可能性がある。親銀行からの資金調達は、一般的なクロスボーダー資金調達とは性質が異なるため、適切な緩和と管理の弾力化を要望する。